

週休2日工事であることの設計図書（特記仕様書等）明示例

1. 土木工事積算基準書、電気通信設備積算基準、機械設備積算基準、港湾・漁港積算基準、水道事業実務必携使用の場合
- 週休2日工事における現場閉所の実施

本工事は、週休2日工事（受注者希望型）であり、通期の4週8休以上となる現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は週休2日を実施するか選択できるものとし、実施の有無および実施する週休2日のパターンについて、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとする。なお、実施する場合は、「休日（現場閉所・現場休息）取得計画表」により設定された休日及び現場閉所を行うほか、以下の1）から7）によるものとする。

また、この場合においては、完成通知時において休日（現場閉所・現場休息）取得実績表により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとするが、通期の4週8休以上が未達成の場合においても当面は減点評価を行わない。

工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所等の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を別途定めるものとする。

1）週休2日は工事着手日から工事完成通知日までの期間において、月単位または通期の4週8休（現場閉所率 28.5%）以上となる休日を確保することとする。なお、月単位の4週8休を実施する場合において、暦上の土曜日・日曜日の閉所で現場閉所率 28.5%に満たない月がある場合は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

2）現場閉所による週休2日の対象外とする作業・期間は下記のとおりとする。

週休2日対象外作業	〇〇
週休2日対象外期間	令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日

3）休日（現場閉所・現場休息）取得計画表において設定された休日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員と協議を行うこととする。

4）元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は現場閉所に合わせて、必ず休日とすること。

5）受注者は、当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。

6）（土木工事積算基準書、電気通信設備積算基準、機械設備積算基準、水道事業実務必携使用の場合）

月単位の4週8休以上を選択し現場閉所が達成された場合は、月単位の4週8休以上となる補正係数により、変更契約を行うものとする。また、通期の4週8休となる現場閉所が達成されなかった場合並びに週休2日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。4週8休以上とは、現場閉所率 28.5%（8日／28日）以上の場合とする。

各週休パターンにおける補正係数については、下記のとおりとする。

【月単位の4週8休以上：補正係数】

- ・ 労務費：1.04 ・ 機械経費（賃料）：1.02
- ・ 共通仮設費：1.03 ・ 現場管理費：1.05

【通期の4週8休以上：補正係数】

- ・ 労務費：1.02 ・ 機械経費（賃料）：1.02
- ・ 共通仮設費：1.02 ・ 現場管理費：1.03

6）（港湾・漁港積算基準使用の場合）

月単位の4週8休以上を選択し現場閉所が達成された場合は、月単位の4週8休以上となる補正係数により、変更契約を行うものとする。4週8休以上とは、現場閉所率28.5%（8日／28日）以上の場合とする。

週休2日における補正係数については、下記のとおりとする。

【月単位の4週8休以上：補正係数】

- ・ 労務費：1.04 ・ 機械経費（賃料）：1.02
- ・ 共通仮設費：1.02 ・ 現場管理費：1.03

7）対象期間中、工事現場に対象工事であることを看板等により掲示すること。

8）週休2日の実施の有無に関わらず、工事完成后、受注者は週休2日工事のアンケート調査に協力するものとする。

2. 公共建築工事積算基準使用の場合

1. 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日工事（受注者希望方式）である。
週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合せ簿等で協議するものとする。
週休2日の取組を希望しない受注者は3項、4項に規定する義務を負わない。
2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - ①「週休2日」とは次の②又は③の状態をいう。
 - ②「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
 - ③「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
 - ④「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成通知日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容（中間・期末試験○日間、卒業式及びその準備期間○日間、入学式及びその準備期間○日間 ※他にも工事ができないことが分かるものは記載すること。）に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
 - ⑤「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
 - ⑥「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
 - ⑦「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。
なお、現場閉所（現場休息）率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。
また、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
 - ⑧「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所（現場休息）率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。
3. 受注者は、工事着手前に、通期の週休2日の取得計画が確認できる現場閉所（現場休息）予定日を記載した「休日（現場閉所・現場休息）取得計画表」を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は分離発注工事である●●工事、●●工事の受注者と協力し、工事進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「休日（現場閉所・現場休息）取得計画表」を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「休日（現場閉所・現場休息）取得計画表」を提出するものとする。監督職員が現場閉所（現場休息）の状況を確認するために「休日（現場閉所・現場休息）取得計画表」に現場閉所（現場休息）日を記載し、月1回の工事月報に添付し、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日工事である旨を仮囲い等に明示する。
4. 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）日が記載された休日（現場閉所・現場休息）取得計画表により、対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。

5. 通期の4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数 1.02 により
労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格
（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所（現場休息）の
達成状況を確認し、月単位の4週8休を満たす場合は補正係数を 1.04 に変更し増額変更する。通
期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。
6. 週休2日の実施の有無に関わらず、工事完成後、受注者は週休2日工事のアンケート調査に協力
するものとする。

3. 土地改良事業等請負工事積算基準の場合

第●章 施工条件明示

1. 工程関係

・週休2日工事における現場閉所の実施

本工事は、週休2日工事（受注者希望型）であり、通期の4週8休以上となる現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は週休2日を実施するか選択できるものとし、実施の有無について、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとする。なお、実施する場合は、休日（現場閉所・現場休息）取得計画表により設定された休日及び現場閉所を行うほか以下の1）から7）によるものとする。

また、この場合においては、完成通知時において休日（現場閉所・現場休息）取得実績表により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとするが、通期の4週8休以上が未達成の場合においても当面は減点評価を行わない。

工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所等の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を別途定めるものとする。

1）週休2日は工事着手日から工事完成通知日までの期間において、通期の4週8休（現場閉所率28.5%）以上となる休日確保することとする。

2）現場閉所による週休2日の対象外とする作業・期間は下記のとおりとする。

週休2日対象外作業	〇〇
週休2日対象外期間	令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日

3）予定工程において設定された休日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員と協議を行うこととする。

4）元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は現場閉所に合わせて、必ず休日とすること。

5）受注者は、当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。

6）通期の4週8休となる現場閉所が達成されなかった場合並びに週休2日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。通期の4週8休以上とは、現場閉所率28.5%（8日／28日）以上の場合とする。

補正係数については、下記のとおりとする。

【通期の4週8休以上：補正係数】

- ・労務費：1.02
- ・機械経費（賃料）：1.02
- ・共通仮設費：1.02
- ・現場管理費：1.05

7）対象期間中、工事現場に対象工事であることを看板等により掲示すること。

8）週休2日の実施の有無に関わらず、工事完成後、受注者は週休2日工事のアンケート調査に協力するものとする。